

「京都市英語教育の充実のための取組指針」の策定について

国際都市・京都から世界へ。英語教育の充実に向けた新たな指針を策定します。

京都市は、「世界文化自由都市」として、国際感覚を持った人づくりを掲げ、学校教育だけではなく社会教育も含めた生涯学習の中で、国際理解教育を推進してきました。学校教育においては、実践的英語力の育成に向けた英語教育の充実に取り組んでいます。

この度、今後 5 年間の京都市の英語教育の方向性を示すとともに、学校、教育研究団体、教育委員会が一体となって英語教育のさらなる充実を図るための指針として、新たに「京都市英語教育の充実のための取組指針」を策定しました。

【策定の目的】

京都市では、「世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける」市民の育成に向けて、英語力を高めるだけではなく、「伝え合う力」「違いを越えてつなげる力」「人生を拓く力」を育むことを重視しています。これらの力を育成することで、英語教育の目標であるコミュニケーション力や多様性を理解する力の向上を図り、社会や世界の出来事や将来を自分事として捉え、グローバルな社会の創り手として活躍する子どもたちを育成することを目指しています。

本取組指針は、その実現に向けて学校教育における英語教育が果たすべき役割を明らかにするとともに、具体的な取組の方針を示すものです。

【取組指針の概要】

- 対象 全市立学校（小学校・中学校・小中学校・高等学校・総合支援学校）
- 取組期間 令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度まで
- 取組内容（取組指針第 3 章 5～9 ページ）

取組の柱① 授業における学習活動の充実	取組の柱② 客観指標の検証による指導改善
→ <u>A L T の活用</u> により英語でのコミュニケーション活動を充実させることや、 <u>A I アプリの活用</u> 等について記載	→ 全ての児童生徒が <u>外部試験</u> に挑戦し、 <u>教員が指導改善に生かす</u> こと等について記載
取組の柱③ 国際コミュニケーションの土台となる豊かな感性の育成	取組の柱④ 自ら主体的に学び続ける学習者の育成
→ <u>A L T の活用</u> により国際理解を深めることや、学校内外で <u>国際交流活動</u> を実施すること等について記載	→ 授業で、社会や世界で起こっている事象を知り、 <u>英語学習の意義深さを理解</u> できるようにすることや、児童生徒が <u>外部試験等により、自身の英語力の推移を把握</u> できるようにすること等について記載

- 取組の推進体制（取組指針第 4 章 10 ページ）

＜記載内容（抜粋）＞

- ・ A L T の活用をさらに進めるために、本市独自任用 A L T の配置を拡充させること
- ・ 教員の指導改善や児童生徒の学習意欲の持続を図るために、全ての児童生徒が外部試験に挑戦できる環境を整備すること
- ・ A I アプリ等の活用について研究指定校での実践研究を推進し、実践の普及を図ること
- ・ 教員のスキルアップを支援すること
- ・ 客観指標に基づく検証を継続的に行い、施策の点検、見直しを行うこと



本取組指針が目指す取組の全体イメージ（取組指針第3章 5～6ページ）

<取組指針の公開>

以下のホームページ（京都市情報館）において公開します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000357702.html>

【策定背景・経過】

- 令和7年度には、「英語教育の充実に向けた調査研究事業」を実施し、ALTの効果的な活用について調査研究を行うとともに、外部有識者からの助言を得ながら、京都市の英語教育の中長期的な目標と、その達成に向けた方策の検討を進めてきました。

<外部有識者（五十音順）>

- ・ ウスビ・サコ 氏（東京都立大学法人 理事、前 京都精華大学 学長）
- ・ 金丸 敏幸 氏（京都大学 国際高等教育院 准教授）
- ・ 鈴木 寛 氏（元 文部科学副大臣、元 文部科学大臣補佐官、京都市特別顧問）
- ・ 細田 真由美 氏（前 さいたま市教育長）

- 令和8年度には、本市のまちづくりの方針を示す「京都基本構想」を具体化する「新京都戦略」のリーディングプロジェクトの取組の一つとして、「本市独自任用ALTの増員等による英語教育の充実事業」を実施し、本市独自任用ALTを10名増員する等、研究と並行して令和9年度以降の取組指針の展開を見据えた環境整備を進めています。

<関連記事>

令和8年度夏に、本市独自任用のALTが参画して市立学校の児童生徒を対象に実施した教育委員会主催の英語体験活動「English Cafe Festival」について、当日の様子や参加したALTへのインタビューを以下のページ（京都市公式note）に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

<https://kyoto-city.note.jp/n/nd47787458cd2>

